

令和5年3月24日

学生各位

教室収容人数の上限緩和について

学務センター

本学では、令和4年度まで、新型コロナウイルス感染症対策として、教室収容人数を定員の1/2または2/3に制限してきました。しかしながら、教室換気能力の強化や、学内感染経路の精査の結果等を踏まえて、令和5年度よりこれを廃止し、教室収容人数を定員どおりにします。

記

- ・原則として、座席の青丸印ではなく、自由に着席してください。また、必要に応じて、隣席との間隔を空けず詰めて着席してください。
- ・ただし、座席指定の授業など、教員から着席位置を指定された場合は教員の指示に従ってください。

以上